平成２１年（フ）第５９号
山口県下関市長崎新町14番３号
債務者　竹内　光美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目２番８号
債務者　井口桂之介
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目２番８号
債務者　井口カズ子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目２番８号、前住所山口県下関市彦島向井町２丁目５番31号
債務者　井口　暢亮
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
山口県下関市楠乃５丁目４番31号
債務者　篠原起代子（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
山口県下関市豊北町大字矢玉506番地８
債務者　冨岡　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
山口県下関市王司川端１丁目２番34―105号
債務者　宮元　誠児
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
山口県下関市伊倉東町２番10―205号　ヴィラ泰樹、前住所山口県下関市彦島田の首町２丁目10番10号
債務者　若松　静子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
山口県下関市秋根新町７番４―1002号　新下関団地、前住所山口県下関市伊倉東町２番10―205号
債務者　若松　哲夫
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
山口県下関市長崎新町５番６号、前住所山口県下関市綾羅木新町１丁目８番26号
債務者　加藤　　実
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
山口県下関市大字田倉82番地１　老人ホームしゃくなげ園、前住所山口県下関市彦島老町３丁目２番９号
債務者　岡本　定雄
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
山口県下関市秋根南町２丁目６番23―112号　アキノアパート
債務者　金崎　正規
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
山口県下関市新垢田南町２丁目２番Ｒ２―505号　市営新垢田住宅
債務者　稲田奈美江（旧姓鮓本）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
愛媛県松山市市坪南１丁目６番30号　シティーマンション601号
債務者　古田　重臣
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３６５号
愛媛県松山市青葉台16番地６
債務者　中村　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４１８号
愛媛県松山市南江戸６丁目３番５号　南江戸団地１棟18号
債務者　伊藤　龍一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
松山地方裁判所